

# 第3章 復興まちづくりを支える主な取組

## 1. 災害公営住宅の整備

### (1) 概要

令和2年7月豪雨では坂本支所周辺も大きな被害を受け、JR坂本駅前にあった市営住宅も被災しました。

また、坂本町全体で半壊以上の住家被害が約350軒にのぼっていますが、高齢化が進行していることに加え、被災した多くの集落では流域治水対策の一環として実施される輪中堤・宅地かさ上げの整備に時間を要する懸念もあり、自力での住宅再建が困難なケースも想定されます。

こうしたことから、被災された方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、坂本町内に災害公営住宅を整備します。

### (2) 災害公営住宅の整備候補地

災害公営住宅の整備については、半壊以上の住家被害を受けた被災された方々を対象とした住まいの再建に関するアンケート調査を数回実施し、その意向を把握しながら検討を進めました。

災害公営住宅への入居希望や建設希望地区を基に、選定条件を踏まえ、「藤本・大門」「合志野」「荒瀬」「中津道」「坂本駅周辺」の5地区を整備候補地として選定しました。

表3 災害公営住宅整備候補地の選定条件等

	条件等
用地確保	<ul style="list-style-type: none"><li>概ね平坦な土地で、必要面積を確保できる</li><li>市有地である（新たに確保の必要がない）</li><li>民有地の空き地である（用地取得が比較的容易）</li></ul>
安全性	<ul style="list-style-type: none"><li>災害の危険性が高い区域ではない （浸水想定区域（想定最大規模:L2）、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、がけ地、急傾斜地崩壊危険区域等）</li><li>災害の危険性が高い区域が含まれる場合でも、盛土や建築物の構造等により被害の低減が可能</li><li>災害の危険性が高い区域が含まれる場合でも、その区域外に住戸の配置は可能</li></ul>

### (3) 災害公営住宅の整備予定戸数

具体的な整備を進めるため、令和3年6月の説明会や12月の本申込等とおして、それぞれの地区の整備予定戸数を以下の通りとしました。

また、荒瀬地区については入居希望世帯がなかったため整備を見送っています。

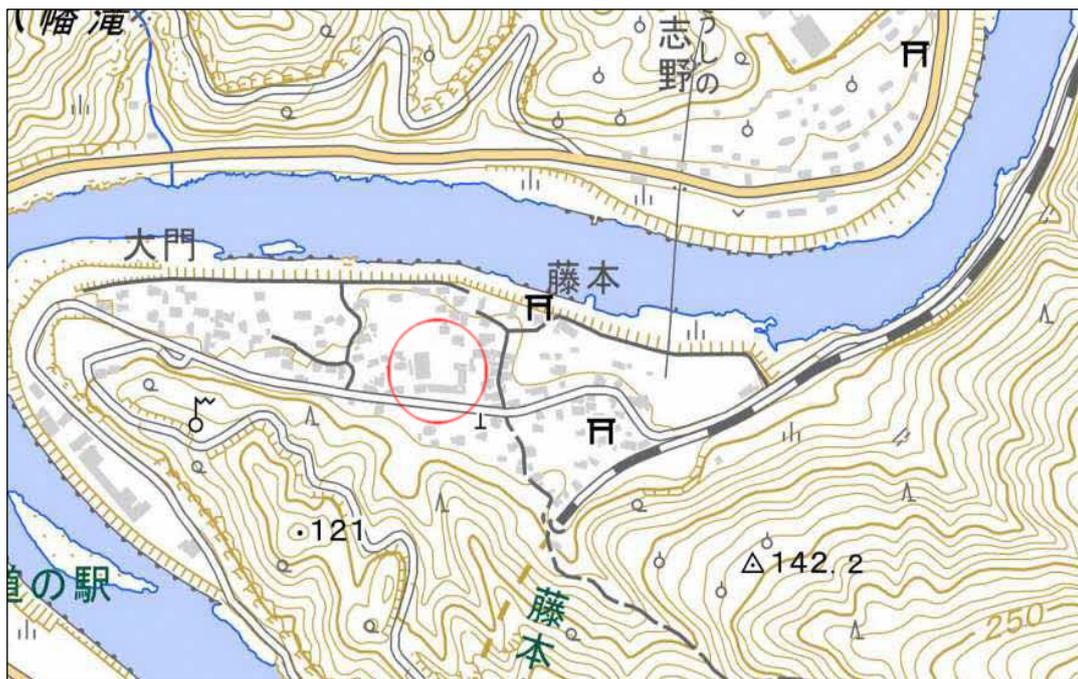
なお、坂本駅周辺の整備予定戸数については、今後、変更となる可能性があります。

表4 各地区の災害公営住宅の整備予定戸数（令和4年1月時点）

地区	藤本・大門地区	合志野地区	中津道地区	坂本駅周辺	計
整備戸数	5戸	4戸	1戸	12戸	22戸



## 藤本・大門地区：藤本社会教育センター（旧藤本小学校）



### ■ 藤本・大門地区の状況と課題

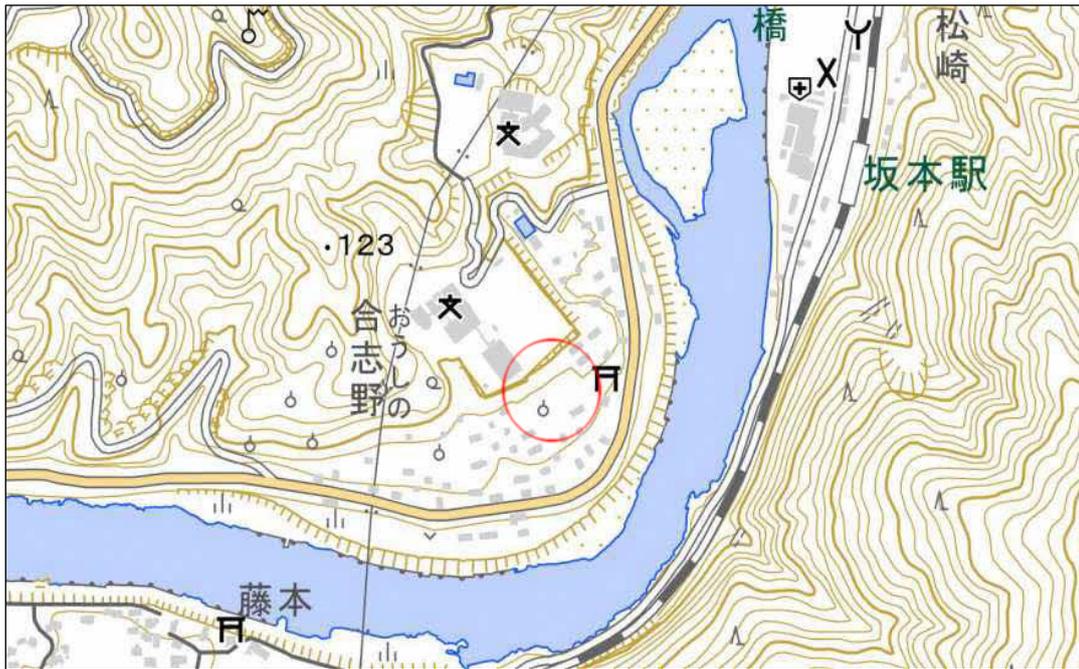
	所有	状況	整備の概要
藤本・大門地区 藤本社会教育センター (旧藤本小学校)	市有地	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧校舎、プール、体育館が立地している。</li> <li>敷地全体が浸水想定区域（浸水深8.6m～12.9m）、土砂災害警戒区域に含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の旧校舎等を解体。</li> <li>盛土・中層建物により浸水想定高よりも高い位置に屋上を配置することで、洪水時の垂直避難に対応。</li> <li>鉄筋コンクリート造の中層建物とし、1階を「ピロティ形式」とすることで土砂災害による危険性を低減。</li> </ul>

### ■ スケジュール

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
藤本・大門地区		設計等	整備		

令和5年度中の入居を目標に、上記のスケジュールで整備を進めていく予定です。

## 合志野地区



### 合志野地区の状況と課題

	所有	状況	整備の概要
合志野地区	民有地 買収済	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の一部が土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に含まれる。</li> <li>敷地の一部ががけ地により建築制限を受ける区域に含まれる。</li> <li>敷地の一部が浸水想定区域に含まれるが浸水深は0.5m未満となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、がけ地、浸水想定区域により建築制限を受ける区域を避けて住戸を配置。</li> <li>長屋形式により住戸を配置することを想定。</li> </ul>

### スケジュール

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
合志野地区	用地交渉 設計等	整備			

令和5年度初め頃の入居を目標に、上記のスケジュールで整備を進めていく予定です。

## 中津道地区：中津道社会教育センター（旧中津道小学校）



### ■ 中津道地区の状況と課題

	所有	状況	整備の概要
中津道地区 中津道社会教育センター (旧中津道小学校)	市有地	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧校舎、プール、体育館が立地している。</li> <li>敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれる。</li> <li>敷地の一部ががけ地により建築制限を受ける区域に含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の旧校舎等を解体。</li> <li>土砂災害警戒区域、がけ地により建築制限を受ける区域を避けて住戸を配置。</li> <li>戸建て形式により住居を配置することを想定。</li> <li>必要に応じて余剰地を宅地として分譲することなども検討。</li> </ul>

### ■ スケジュール

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
中津道地区		設計等	整備		

令和5年度中への入居を目標に、上記のスケジュールで整備を進めていく予定です。

## 坂本駅周辺



坂本駅周辺については、坂本支所を中心とした生活サービス拠点と一体的に検討することとしており、令和7年末の完成を目標に整備を進めていく予定です。

### ■ スケジュール

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
坂本駅周辺		計画・設計・整備			

## 2. 坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成

### (1) 概要

令和2年7月豪雨以前、坂本支所周辺には駅やコミュニティセンターをはじめ、郵便局、銀行、駐在所、消防分署、商工会、農協、森林組合、医療機関など、様々な生活サービス拠点がコンパクトに立地していましたが、豪雨災害により壊滅的な被害を受けました。

支所周辺は従来から生活サービス拠点であり、坂本支所の再建にあたっては、住民にとって利便性の高い「まち機能」を集約し、賑わいの再生を目指すことが重要です。また、早期の再建を望む声もあり、令和7年末の完成を目標として整備を進めることとしています。

### (2) 支所周辺のまちづくりの考え方

#### ①坂本支所再建と周辺の土地利用について

坂本支所については、これまで、住民をはじめ、「八代市坂本町復興計画策定委員会」、「八代市坂本支所再建に係る有識者検討会」など、多方面からのご意見や検討を踏まえ、「現位置付近一帯」で再建することとしました。

また、「現位置付近一帯」における坂本支所再建と周辺の土地利用については、従来から坂本支所周辺に立地していた関係機関などとの「坂本支所周辺の賑わい再生に係る意見交換会」や「八代市坂本支所周辺まちづくり学識者懇談会」でのご意見や検討結果を踏まえ、次の方針を基にまちづくりを進めていきます。

#### [ 方針 ] 土地利用について

##### < 県道より山側 >

- ・支所やまち機能を利用性が高くなるよう集約し、従来の生活サービス拠点として一体的な整備を図る。
- ・まち機能の集約に伴い、既設県道を川側へ付け替える。

##### < 県道より川側 >

- ・川に親しむ交流拠点として、洪水等の状況認識を阻害しないような緑地等として検討を行う。
- ・県道沿いは賑わいの創出に向けた検討を行う。

#### 学識者懇談会の検討結果

- 1) 土地利用計画は、県道より山側に支所等やまち機能を集約する案が望ましい。
- 2) 建物配置パターンは、敷地条件等を踏まえ、引き続き八代市で検討を行うこと。

### 学識者懇談会の附帯意見

項目	内容
土地利用計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエローゾーン(土砂災害警戒区域)への対応について、検討を行うこと。</li> <li>・新しく架かる坂本橋の高さ及び県道の改良(付替)等については、今後も国、県と協議を行うこと。</li> </ul>
坂本駅周辺の県道河川側沿道の土地利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで支所等が立地していた坂本駅周辺の県道河川側沿道に賑わいの創出や将来のまちづくりに向けて、インキュベーションゾーン※として検討すること。</li> </ul>
川に親しむ交流拠点の機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水等の状況認識を阻害しないような整備を検討すること。(河川の増水状況等の視認性を確保できる機能を検討すること。)</li> </ul>

※起業や新事業の創出を支援し、その成長を促進させるエリア。

### 坂本支所周辺賑わいの再生に係る意見交換会 坂本支所周辺まちづくり学識者懇談会



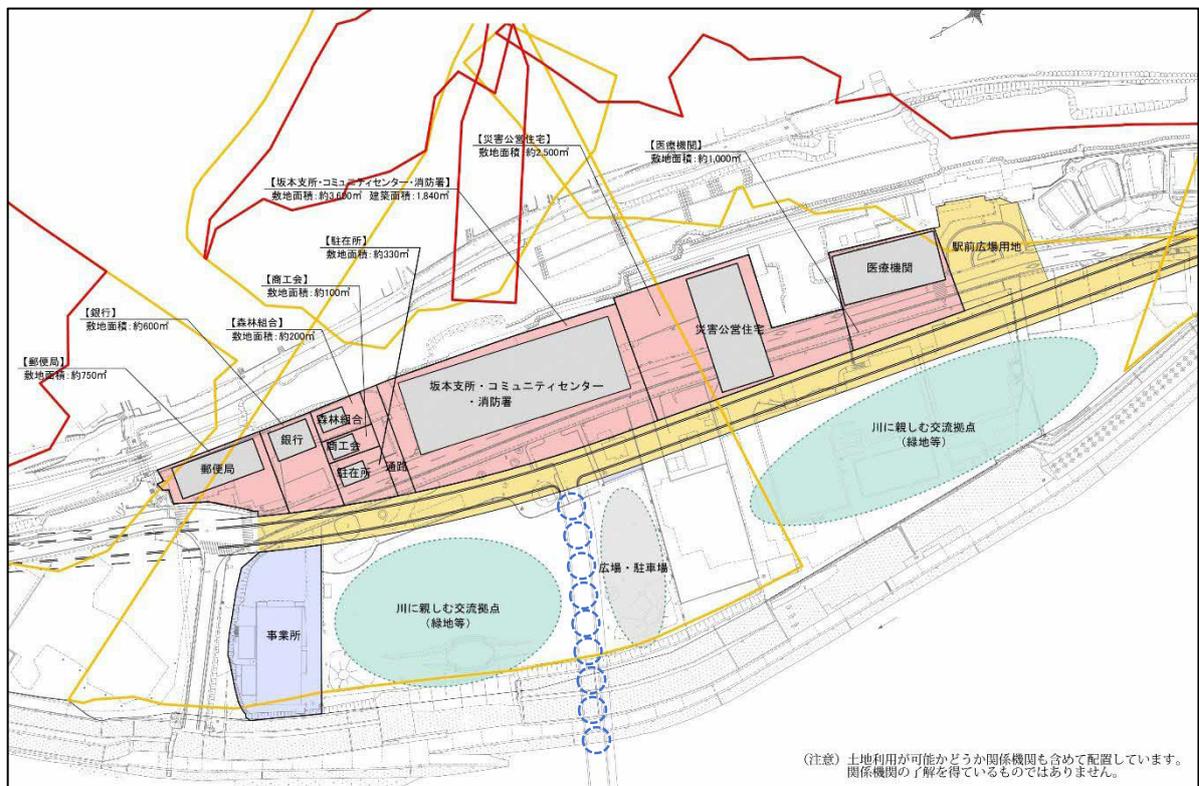
### ②整備に向けたスケジュール

令和7年末の完成を目標に、以下のスケジュールで整備を進めていく予定です。

### ■ スケジュール

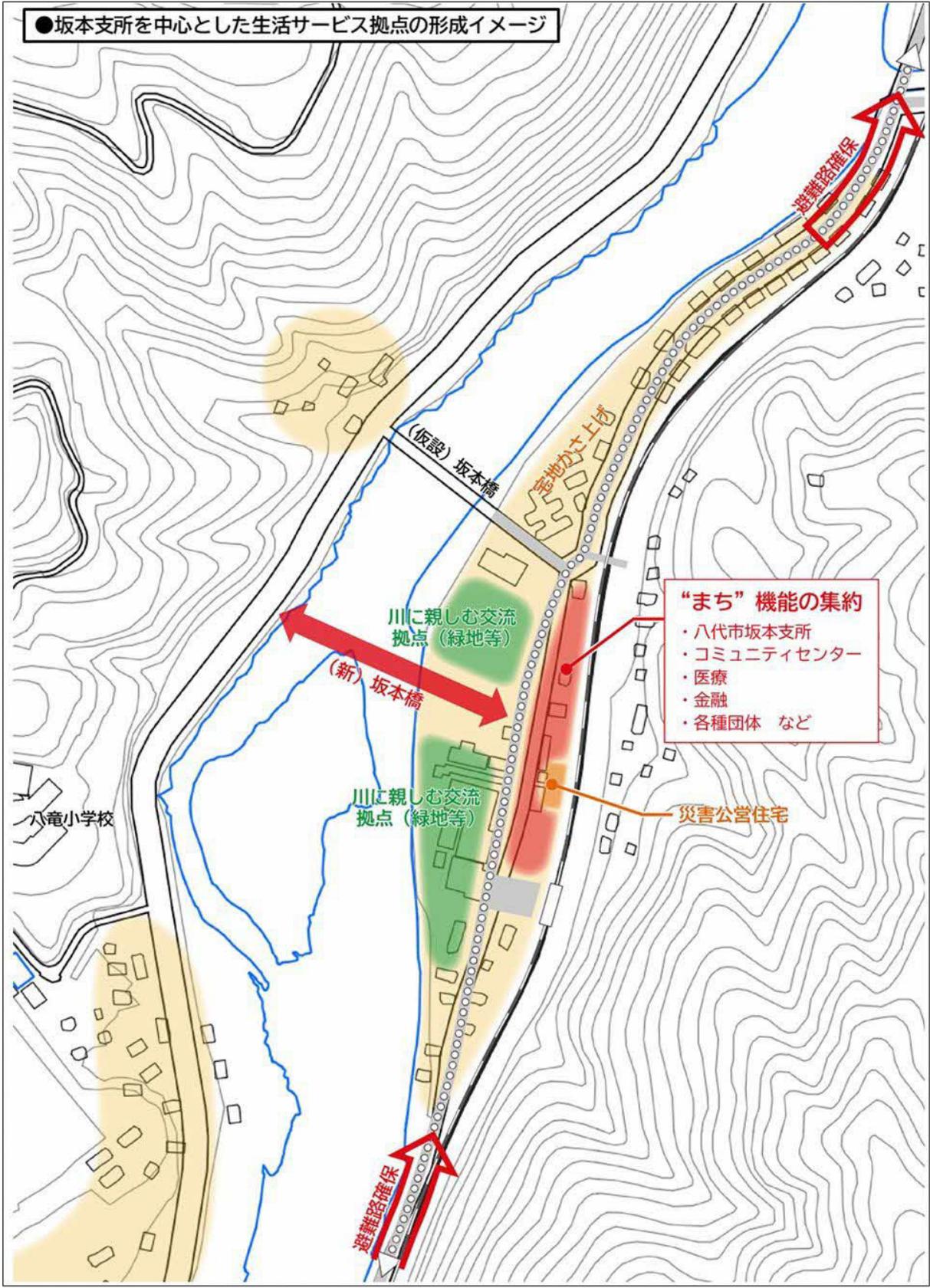
年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
坂本支所等の整備		基本計画	基本設計・ 実施設計	建設工事	

図7 坂本支所周辺整備イメージ図



※ 八代市坂本支所周辺まちづくり懇談会検討結果報告資料

●坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成イメージ



- “まち”機能の集約**
- ・八代市坂本支所
  - ・コミュニティセンター
  - ・医療
  - ・金融
  - ・各種団体 など

### 3. 避難先の確保や新たな防災拠点の整備

#### (1) 避難先の確保の概要

##### ・市指定避難所の機能充実

坂本町内の市指定避難所は、次項図8の避難所位置図のとおり、指定をしています。指定避難所では、必要に応じて、空調やトイレなど、設備の機能充実に図り、避難所の住環境の改善を進めます。

##### ・自主運営避難所に対する支援制度の創設

「身近なところに避難したい。」との住民からの声を踏まえ、地域や自主防災組織などが自治公民館などを活用し、自主的に運営する避難所（自主運営避難所）への支援制度を創設します。水や食料といった物資の支援とともに、その運営に向けたノウハウ提供などを行い、住民が避難しやすい身近な避難所の体制づくりを進めます。

#### (2) 新たな防災拠点の整備の概要

令和2年7月豪雨では、被災した坂本支所の機能は一時的に千丁支所に移され、現地災害対策本部の立ち上げもできず、被災された方々への対応にも支障が生じました。また、自衛隊などが救助活動を行いました。多くの場所が被災したため、その活動の拠点となる場所を確保することが困難でした。被災された方々からは「物資をどこで受け取ることができるのか。」という問合せも多くありました。

坂本支所は災害に対する安全性向上を図った上で、現位置付近一帯で再建することとしています。令和2年7月豪雨を上回る降雨では再度浸水被害を受ける懸念があります。そのため、令和2年度の八代市坂本支所再建に係る有識者検討会においても、「災害時の防災拠点機能を別途検討すること」との附帯意見が示されました。

#### ①防災拠点に求められる機能

令和2年7月豪雨を踏まえ、防災拠点には、次のような機能が必要になると考えられます。

求められる機能

##### ■ 現地災害対策本部としての機能（支所機能喪失時）

- 業務を行える執務スペースの確保

##### ■ 支所としての機能（支所機能喪失時）

- 業務を行える執務スペースの確保

##### ■ 自衛隊等の救援活動等の拠点としての機能

- 大型車両等の出入りや駐車、宿营地としての利用が可能な敷地の確保

##### ■ 緊急物資等の集積基地としての機能

- 応急復旧用資機材・燃料などの集積が可能なスペースの確保

## ②防災拠点の整備候補地

令和2年7月豪雨では、球磨川に架かる橋が落橋するとともに、球磨川沿いの道路が寸断されたことで、球磨川の右岸と左岸の行き来が困難となりました。このため、発災直後、球磨川右岸については九州縦貫自動車道坂本PAからの作業道、左岸については県道破木二見線を用い避難・救助活動や応急復旧活動などが進められました。

被災した橋梁については、緊急治水対策プロジェクト実施後の水位を踏まえ再整備が予定されています。また、より甚大な災害が発生した場合に備え、防災拠点の候補地を次の考え方により選定しました。

### ■前提条件①

球磨川の右岸・左岸それぞれで「防災拠点」を確保

### ■前提条件②

坂本町内外のアクセスが確保できる場所に「防災拠点」を確保

### ■防災拠点配置の考え方

【右岸】高速道路への工事用出入口の整備が進められている「坂本PA」周辺に配置  
 【左岸】県道破木二見線の拡幅・防災性向上を前提に「県道破木二見線」沿道に配置

### ■防災拠点整備の候補地（図8★）

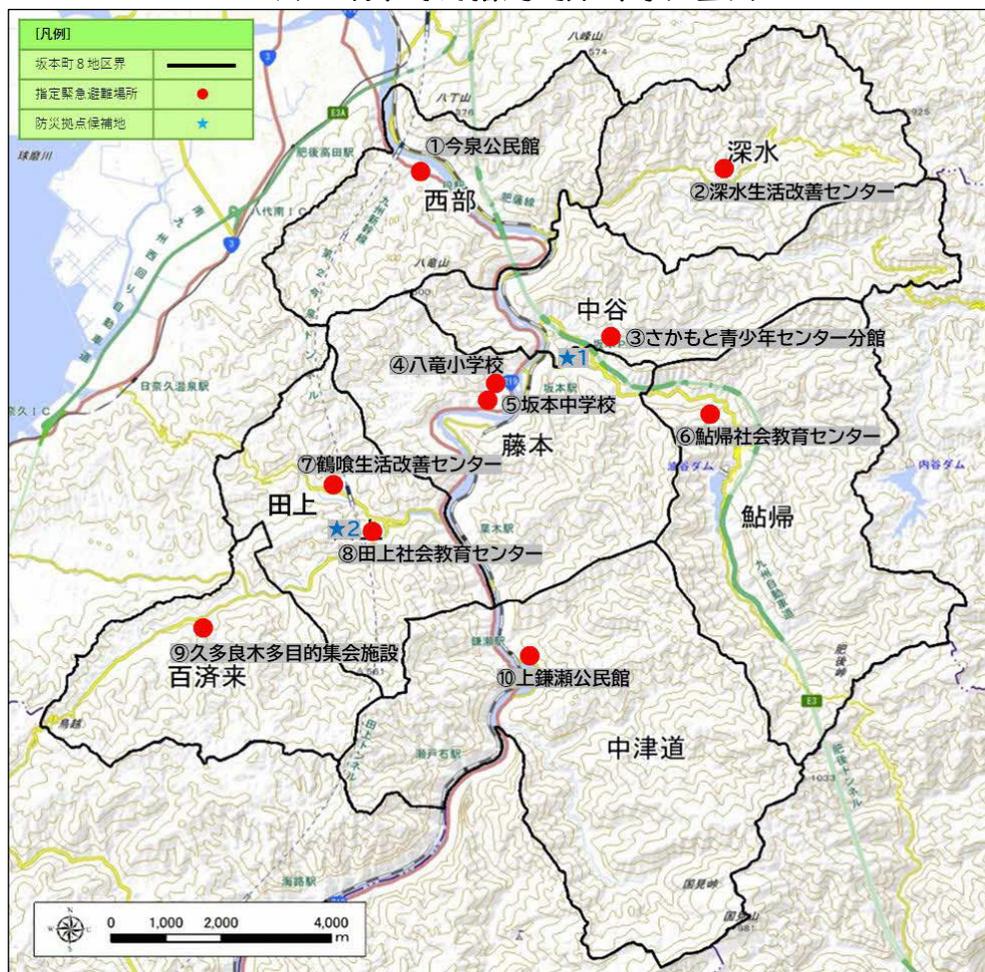
#### 【右岸】★1 坂本支所仮設庁舎周辺

- ・市有地であり用地の取得は不要
- ・既存の古い体育館を解体することで、必要な敷地の確保が可能

#### 【左岸】★2 田上社会教育センター敷地

- ・土地、建物が市所有であり用地の取得は不要
- ・旧小学校舎・体育館は耐震基準を満たしており、グラウンドを含め既存施設の活用が可能

図8 坂本町内指定避難所等位置図



出典：国土地理院地図

### ③防災拠点の整備イメージ

右岸・左岸それぞれの防災拠点の整備イメージを示します。

※現時点でのイメージであり、今後の検討のなかで変わる可能性があります。

#### 1. 右岸：坂本支所仮設庁舎周辺

坂本支所仮設庁舎周辺には「特別養護老人ホーム坂本の里 一灯苑」を挟んで東西に利用可能な敷地があります。現状では西側には老朽化した体育館、東側には坂本支所および八代消防署坂本分署の仮設庁舎が設置されています。

##### ● 防災広場の整備

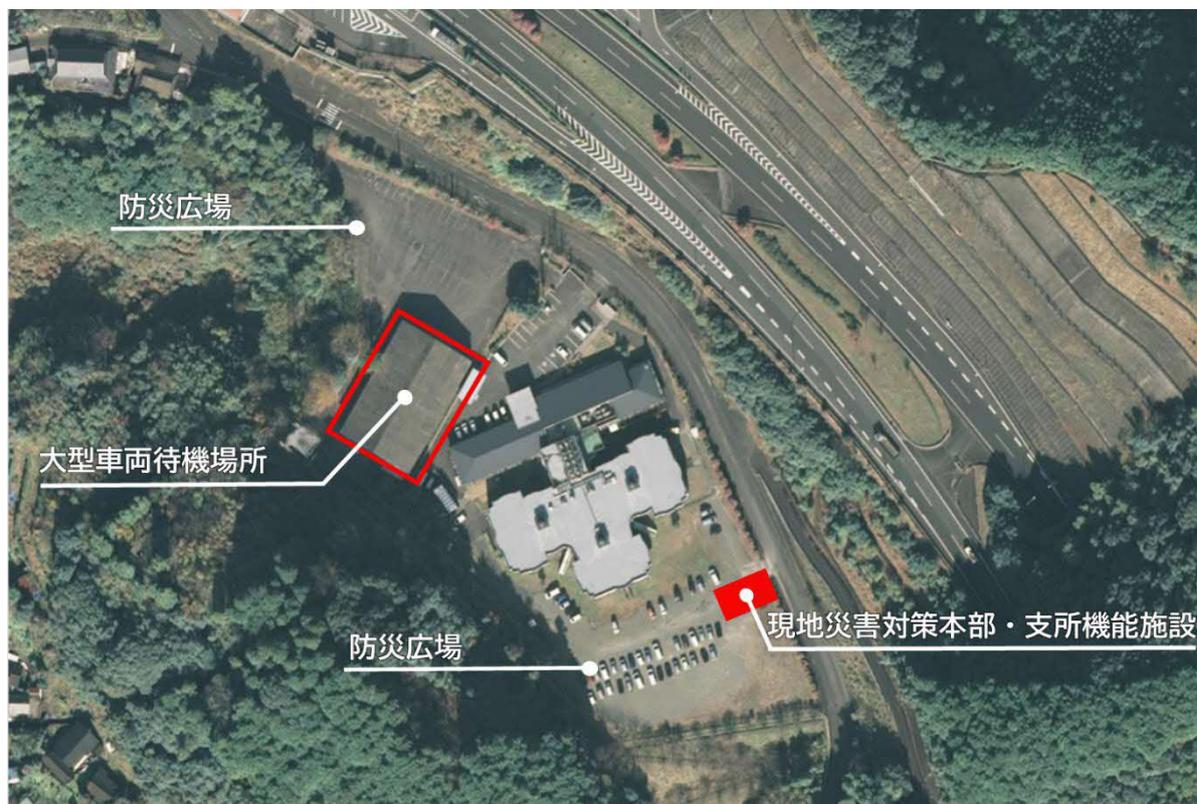
敷地西側については、体育館を解体した上で、大型車両待機場所を備え、自衛隊の救援活動等の拠点となる防災広場を整備します。

また、敷地東側については、緊急物資等の集積基地としても利用可能な防災広場を整備します。

##### ● 現地災害対策本部・支所機能施設の整備

坂本支所・八代消防署坂本分署の仮設庁舎を解体し、現地災害対策本部・支所機能に係る業務が行える執務スペースとして活用可能な施設を整備します。

図9 防災拠点整備イメージ（右岸：坂本支所仮設庁舎周辺）



## 2. 左岸：田上社会教育センター

田上社会教育センターは、旧校舎、体育館およびグラウンドで構成されており、平時は、地域振興の活動拠点として住民に活用されています。また、指定緊急避難場所としても指定されており、有事の際は地域の避難所として利用されています。

### ● 既存施設を防災拠点として活用

田上社会教育センター(旧校舎部分)については、必要となる施設の改修や整備などを行った上で、現地災害対策本部や支所機能、また、これまでどおり指定緊急避難場所として活用します。

体育館やグラウンドについては、必要に応じて自衛隊等の宿营地などとして活用することを想定しています。

図 10 防災拠点整備イメージ（左岸：田上社会教育センター）



## ④整備に向けたスケジュール

避難先の確保や防災拠点については、以下のスケジュールで検討・整備を進めていく予定です。

### ■ スケジュール

年度		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
避難場所の確保			自主運営避難所制度設計・実施(地域への周知・指定等)			
防 災 拠 点 の 整 備	右岸 坂本支所仮設庁舎周辺			計画・設計・整備		
	左岸 田上社会教育センター		設計・整備			